

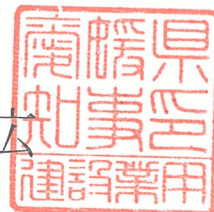


6 東建管 第/986-1号
令和 7年 1月16日

(有) 野村建設

野村 一士 様

愛媛県知事 中 村 時 広



一般 建設業の許可について (通知)

令和 6 年 1 2 月 1 9 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	愛 媛 県 知 事	許 可 (般 ー 6) 第 10786 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 7 年 2 月 20 日 から 令 和 12 年 2 月 19 日 ま で	
建 設 業 の 種 類		

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和12年 1月 20日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)